

札幌地区労連ニュース

〈発行〉
札幌地区労働組合総連合
発行者 木村 俊二
札幌市東区北9条東1丁目2-22
TEL557-8481 FAX557-8482

(別紙)

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、令和3年10月4日付の休職命令及び同年11月15日付の休職命令はいずれも無効であることを認め、無効の休職命令を発したことについて謝罪する。
- 2 被告は、原告に対し、本件解決金として155万2400円の支払義務があることを認める。
- 3 被告は、原告に対し、前項の金員を令和5年6月30日限り、北洋銀行札幌西支店の[REDACTED]に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- 4 被告は、原告に対し、令和3年10月4日付の休職命令及び同年11月15日付の休職命令を撤回し、令和5年7月1日付で本所勤務を命ずる。
なお、被告は、原告に対し、DiDi 業務について、被告として責任をもって引き継ぐこと、また、その他の業務についても、原告に対して十分な説明を行い、原告が円滑に業務を行うことができるよう配慮することを約束する。
- 5 被告は、原告に対し、原告が本所勤務する際に、自家用車による通勤を認める。
- 6 原告は、被告に対し、服務規律等に関する規程を遵守することを約束する。
- 7 被告は、原告に対し、ハラスマント防止規程を遵守することを約束する。
- 8 原告は、被告に対する札幌地方裁判所令和3年(ヨ)第163号休職命令無効確認等仮処分命令申立事件(以下、「別件仮処分」という。)を取り下げる。
- 9 原告はその余の請求を放棄する。
- 10 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件及び別件仮処分に関し、本和解条項に定めるものほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

1 断然費用は各自の負担とします

清水理事長は猛省を！
札幌地区労連に加盟している北海道ハイタクユニオンの闘いを報告します。



南なつ江さん

休職命令無効！札幌地裁で和解が成立
札幌個人タクシーアソシエイションが南さんに謝罪！

ハイタクユニオン・南なつ江さん パワハラ跳ね返し職場復帰

清水理事長は、2021年10月に南さんに対し、不当な休職命令で職場から追い出しました。休職は、無給となるので、厳しい兵糧責めであり、南さんは生活と精神的苦痛に苦しみながらも札幌地裁に、休職命令無効仮処分申請を行い2022年6月、協同組合に事件

そうして2023年6月23日、「休職命令は無効であることを認め、休職命令を発したことについて謝罪すること」「解決金の支払いを認めること」「ハラスメント防止規程を遵守することを約束すること」等の和解条項を締結し、7月3日に職場復帰を果たしました。

解決まで賃金の85%相当の仮払いを命ずる命令を勝ち取りました。、
仮処分決定は、「休職事由に該当する事情があつたと認めがたい」「休職命令は無効」と判断し、休職命令に合理性がないことは明らかでした。

ハイタクユニオンは、団体交渉で直ぐに職場復帰させるよう要求しましてが、清水理事長はこれを拒否、交渉決裂となりました。南さんは、やむ

について「労働組合の同意に基づいて行う」との労使協定を締結するにいたりました。南さんは、いつも仲間に「組合員さん(個々組合員)のためにしっかり仕事をしたい」と言つてきました。明るく働きやすい職場作りが南さんの夢だったのです。

札幌地区労連と道常連は28日、大通公園ビアガーデン周辺をデモ行進し、最低賃金を全国一律1500円に引き上げるよう求めました。約80人が参加し、上位者！最低賃金！

ンデモに80人

北海道は40円アップの960円となつていま
す。しかし、これでは全労連などが示す最低
生計費調査からして全く足りません。また、
地域間格差がいつそう広がりました。全国一律
1500円実現に向け地域最賃審議会での

なく、協同組合は、665の個タク事業者を束ねています。公共輸送機関として社会的にも重大な役任を負っている協同組合の理事長が、労働組合を監視して分会長を病気によるまで虐め抜いたのが、さるの事件の真相です。清水理事長の行為は、個人タクシーの社会的運用を大きく失墜させてます。

判でも「今後不適切な封
応を行わない」と約束を
ました。今回の裁判でも
「無効な休職命令を發
したことについて謝罪する」
と約束しましたが、南を
んが職場復帰しても陰湿
なハラスメントが続いて
います。

南さんは、ハラスマ
ト（嫌がらせや恫喝・叫
責、犯罪者扱い）に負
ず、職場復帰したのは、
こんな理不尽を放置す

れており針のむしろの日です。清水理事長のような理事長がいなくなり、職員が民主化されるまで南さんの闘いは続きます。これまでのご支援に心から御礼申し上げると同時に、今後とも南さんを支えていただくようお願いいたします。（自交総連北海道ハイタクユニオン書記長吉根清三）

シユバツクに苦しんでいます。

ンは、「協同組合は、この不祥事を深く反省し、定款に基づいて理事長の責任を追及して厳しい処分を課すべき」と訴えていま

ば、上司の機嫌を損ね、職員に対し、ハラスメントが横行しかねないと言え歯を食いしばつてきと
職場復帰した南さんは、職場で、ミジ混立にて仕事



